様式第１（第１条関係）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画の協議書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣名　　殿
大臣名　　殿

市町村長の氏名　　印
都道府県知事の氏名　　印

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「法」という。）第５条第１項の規定に基づき、下記の基本計画の同意を得たいので協議します。

基本計画

１　産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

（１）地域の特色と目指す産業集積の概要について

（地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特色について）   （目指す産業集積の概要について）

（２）具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額			

（3）目標達成に向けたスケジュール

取組事項 （取組を行う者）	年度	年度	年度	年度	年度

２　集積区域として設定する区域

（区域）

設定する区域は、　年　月　日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。

（集積区域の可住地面積）

（各市町村が集積区域に指定されている理由）

３　集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

（区域）

設定する区域は、　年　月　日現在における地番により表示したものである。

４　工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

（工場立地法の特例措置を実施しようとする区域）

設定する区域は、　年　月　日現在における地番により表示したものである。

（特例措置を実施することにより期待される効果）

５　集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

（１）　業種名

（業種名又は産業名）

（日本標準産業分類上の業種名）

（２）　（１）の業種を指定した理由

６　指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数又は新規事業件数	
指定集積業種の製品出荷額又は売上高の増加額	
指定集積業種の新規雇用創出件数	

７　工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

（人材の育成・確保に関する事項）

（技術支援等に関する事項）

（その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項）

８　環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

９　法第５条第２項第３号に規定する区域における同項第７号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

１０　計画期間

（記載上の注意）

１　産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

（１）　地域の特色と目指す産業集積の概要について

地理的条件、既存の産業集積の状況、教育機関や研究機関等の存在、道路、港湾等の施設の整備の状況等の対象地域の特色を記載すること。

また、その特色を踏まえた上で、目指す産業集積の概要について具体的に記載すること。

（２）　具体的な成果目標

集積区域における集積業種全体の付加価値額について、現状の数値と目標達成後の数値並びに同付加価値額の伸び率を記載すること。

なお、同付加価値額の目標設定に当たっては、現状と比べおおむね５％以上増加するような目標を設定することが適当である。

（３）　目標達成に向けたスケジュール

計画の初年度から最終年度までの間において、基本計画に関与する地方公共団体、事業者、大学、研究機関、商工会等が、計画の目標達成に向けて取り組む事項について具体的に記載すること。

２　集積区域として設定する区域

集積区域として設定する市町村の区域及びその区域の可住地面積について記載すること。

また、各市町村が集積区域に指定されている理由についても記載すること。

なお、当該集積区域については具体的に地図上で特定し、添付すること。

３　集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

集積区域の区域内で特に重点的に企業立地を図るべき区域は、市、区、郡、町、村、字及び土地の地番を記載すること。

また、当該区域を具体的に地図上で特定し、添付すること。

４　工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

工場立地法の特例措置を実施しようとする旨及び実施することにより期待される効果について具体的に記載すること。

５　集積業種として指定する業種

（１）　業種名

（業種名又は産業名）の欄については、特定の業種に加えその主要関連業種までを集積対象に含め「○○製造業及びその関連業種」と記載することや、また地域資源に着目し「○

〇利用産業」と記載することも可。

（日本標準産業分類上の業種名）の欄については、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成１９年総務省告示第６１８号）に定める日本標準産業分類に掲げる中分類又は小分類により、分類符号と業種名を記載すること。

また、事業活動に応じ関連業種まで集積対象に含める必要がある場合も可能な限り同分類により定めること。

（２）（１）の業種を指定した理由

（１）の業種を指定集積業種とした理由を具体的に記載すること。その際、指定集積業種の設定に当たっては、地域の特色からみて、どの産業のどのような機能を中核に据えて産業集積の形成等を進めることが合理的かについて、他地域の事例等も踏まえながら検討すること。

また､指定集積業種の企業立地等が地域経済に与える影響を各種統計等を用いて分析し、地域の目標に最も効果的なものであることを検証することが望ましい。

６　指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

指定集積業種に属する事業者の企業立地件数又は新規事業件数等の目標を具体的に記載すること。

また、同目標は、「１　産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標」の（２）具体的な成果目標で記載した、目標数値と整合性のとれるものであること。

＜必須的記載事項＞

- 計画期間における指定集積業種に関する企業立地件数又は新規事業件数
- 指定集積業種の製品出荷額又は売上高の増加額
- 計画期間における指定集積業種に関する新規雇用創出件数

＜任意的記載事項＞

地域や指定集積業種の特性に応じて､基本計画の目標を評価するために適切な指標がある場合には、当該指標を用いて目標を設定する。以下例示。

- 地域における域内総生産の波及的な経済効果
- 地域における全般的な雇用創出の効果
- 指定集積業種における現地調達率の向上の効果
- 基本計画推進に関する各種施策、自治体の取組状況に関する事業者、大学等の関係主体の満足度

７　工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施す

る者及び当該事業の内容

「１　産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標」の（３）目標達成に向けたスケジュールで記載した取組事項の内容について、各項目に区分し具体的に記載すること。

８　環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

工場周辺の環境の保全など産業集積の形成又は活性化に際して配慮すべき事項について具体的に記載すること。

９　法第５条第２項第３号に規定する区域における同項第７号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

基本計画において整備される施設の用地が農用地等の場合、当該農用地等の利用計画との調整状況及び当該施設の用地の具体的事項（位置、面積、転用しようとする農用地等の面積及び工事の実施予定時期）について記載すること。

１０　計画期間

基本計画の計画期間は原則５年とする。この期間より短期又は長期の期間を設定する場合には、当該計画期間の合理性を十分に説明できること。

基本計画の期間の終期は、原則として、計画期間の始期から終期の最終年目の日を含む会計年度の末日までとすること。